

第17号議案

「寺子屋日々喜 春祭り」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和8年2月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援名義使用申請書

2026年1月20日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） NPO法人 寺子屋日々喜

住所（所在地） 文京区春日1-9-27-302

代表者名 (ふりがな) えびさわ けいこ

海老澤 敬子

代表者連絡先
（事務担当者）

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	寺子屋日々喜 春祭り		
共催又は後援名義等の 使用を必要とする 理由	より多くの子どもたちに参加してほしいため。		
実施期間	2026年3月 26日（木） から 2026年3月 26日（木） から （ 1 日間）		
実施場所	茗溪会館		
事業 内 容	目的 ※	①高齢者と子供たちの交流の場所を提供（昔遊び体験） ②思い出に残る春休みづくり ③無料とすることで、誰でも参加できる	
	内容	昔遊び体験（けん玉・めんこ・けんぱ 他）	
	対象者	小学校6年生までの児童と保護者 （参加予定人員 240人）	
	参加費	無料	
他団体の 共催、後援等 （申請中、承認済の別）	協賛：株式会社エデュスタイル		
備考	東京都夢基金 承認済み		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

寺子屋日々喜 春祭り 企画書

- 主旨：
- ・地域の方と、子どもたちの交流
 - ・高齢者の方と、子どもたちの交流
 - ・子どもたちに、昔遊びの体験をしてもらう
 - ・春休みに実施することで、春休みの思い出を作る

日時：3月26日(木)

場所：嘉ノ雅 茗溪館(文京区大塚1-5-23)

募集人数

240名 入場時間：13時(50名) / 13時30分(30名) / 14時(50名) / 14時30分(30名) / 15時(50名) / 15時30分(30名)

※受付は各回とも5分前からですが、指定の時間にならないと入場できません。

対象：小学生まで

料金：無料

内容：5階：寺子屋PR、ランドセル展示
4階：昔遊びコーナー

入場時に受付でゲームをやるためのチケットを配布いたします。
それぞれのゲームをプレイするたびにそれぞれのゲームを通じて獲得した点数に応じたお菓子をもらうことができます。

①輪投げ

内容：

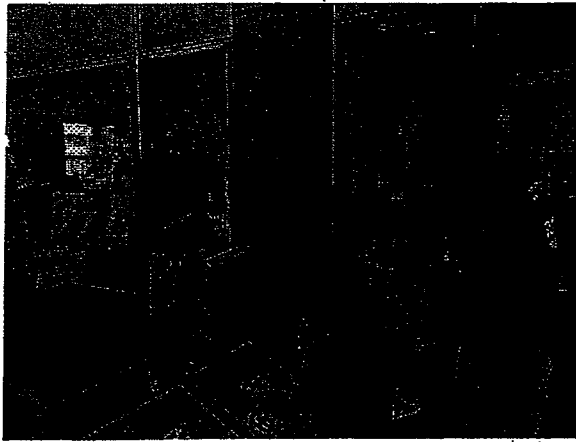
一定の距離から、床や台に置かれた棒に向かって輪を投げる遊び。

ルール：

決められたライン(投げる位置)から足が出ないようにする。

1人につき3回投げる。

棒に入った本数や、棒ごとに設定された点数の合計を競う。



⑨ダーツ

内容：

壁に掛けられた円形的のに向かって、手投げのボールを投げる遊び。

ルール：

スローライン（投げる位置）から片手で矢を投げる。

基本は3個で1セット。

刺さった場所（エリア）に応じて点数が決まり、合計得点を競う。

⑩ガラポン

内容：

六角形などの箱を回し、中から出てきた玉の色で等級を決める抽選器。

ルール：

1回につき1回転、ゆっくりと回す。

出てきた玉の色に対応した景品がもらえる。

⑪型抜き

内容：

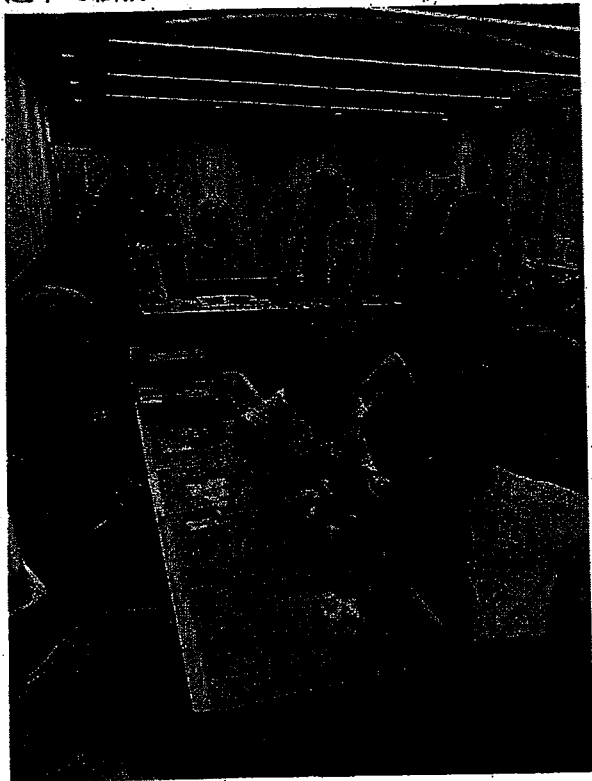
デンプンなどでできた薄い菓子板に描かれた絵柄を、針や画鋲を使ってくり抜く遊び。

ルール：

板を割らないように慎重に絵柄の周りを削る。

絵柄の部分を綺麗に抜き取れたら成功（景品などがもらえる）。

途中で絵柄が欠けたり、板が割れたりしたら失敗。



⑥けん玉

内容:

十字状の「剣」と穴の空いた「玉」が糸で繋がれた玩具。玉を皿に乗せたり剣先に刺したりする。



⑦折り紙

内容:

正方形の紙を折って、動植物や道具などの形を作る遊び。

⑧おはじき

内容: ガラス製の平たい玉（おはじき）を指で弾いて遊ぶ伝統的な遊び。

ルール:

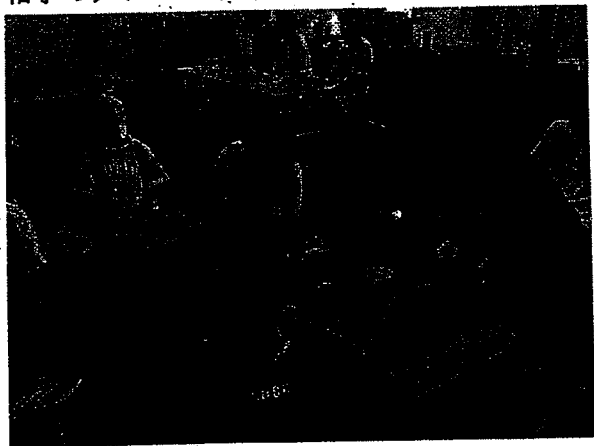
おはじきを場に撒き、親指と人差し指を使って自分のおはじきを弾く。
狙った他のおはじきに当てることができれば、そのおはじきを自分のものにできる。
最終的に取った数が多い人が勝ち。

◎メンコ

内容: 厚紙でできたカード(メンコ)を地面に叩きつけ合う遊び。

ルール:

地面に置かれた相手のメンコの近くに、自分のメンコを勢いよく叩きつける。
風圧や衝撃で相手のメンコを「裏返す」ことができれば、そのメンコをもらえる。
相手のメンコの下に自分のメンコが入った場合も勝ちとなるルール(すべり)などがある。



◎けんぱ

内容: 地面に○や□の図形を描き、リズムよく飛び跳ねて進む遊び。

ルール:

「けん(片足)」・「ぱ(両足)」のリズムで枠の中を飛び進む。
枠の線を踏んだり、枠外に足をついたりしたらアウト。
石を投げて入った枠は飛ばして進む、などの追加ルールがある。

注意事項: 交通機関でお越しください。

保護者同伴の場合は、同伴者の欄にお名前をご記入ください
事前に申し込みがない方は入場できません
同伴者がゲームに参加する場合はチケットを購入ください
(1ゲーム 100円で販売します)

この写真は昨年の夏に夏休みイベントを実施したときのものです。

事業予算書

事業名 寺子屋 日々喜 春祭り

団体名 NPO寺子屋日々喜

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
東京都 夢基金	540,000	人件費 5,000円 20人	100,000
		広告費	150,000
		(チラシデザイン印刷・のぼり旗 他)	
		HP更新	50,000
		SNS広告	50,000
		チラシ配送費	12,000
		(600×20校)	
		景品代	12,000
		(50円×240個)	
		飲料代	26,000
		(100円×260個)	
		申し込みシステム処理費	24,000
		会場費	100,000
		雑費	16,000
計	540,000	計	540,000

2026年1月20日

(備 考)

特定非営利活動法人寺子屋日々喜定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人寺子屋日々喜という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区春日一丁目9番27-302号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、学習や様々な体験を通じて生き生きと生きる知識と力を習得する支援を行い、自分らしく生きる力をつけ、毎日を笑顔で過ごすことが出来る人間を育てることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)環境の保全を図る活動
- (5)まちづくりの推進を図る活動
- (6)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)食と健康に関連する各種セミナー・イベント開催等の事業
- (2)体験農業と社会教育の関連する事業
- (3)食と介護、高齢者の栄養健康維持事業
- (4)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動に協力する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	海老澤	敬 子
副理事長	田 中	智 子
理事	山 際	美智代
監 事	篠 原	文 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	10,000円	賛助会員 (個人・団体)	5,000円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	3,000円	賛助会員 (個人・団体)	3,000円

(一口以上)

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人 寺子屋日々喜

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	海老澤 敬子	
2	田中 智子	
3	若林 芽衣子	
4	篠原 文子	
5	吉倉 文宜	
6	吉倉 実功	
7	熊谷 京子	
8	熊谷 こころ	
9	村山 大知	
10	刈谷 学	
11	辻口 正彦	
12	杉本 美景	

寺子屋日々喜 事業実績一覧

2016 年 4 月設立

2016 年～2020 年まで 2 か月に 1 回 食育教室を開催

2020 年～2023 年まで コロナで活動中止

2024 年～現在まで 寺子屋（子供たちの学習支援活動開催）
・ 寺子屋の内容 寺子屋は下記の 2 時間のスケジュールで実施
(2 時間のスケジュール)

- ・ 30 分 自由な時間
- ・ 1 時間 個別学習
- ・ 30 分 感動学習 ※

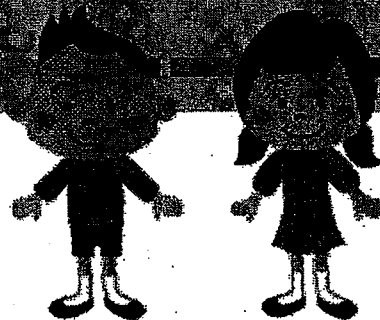
・ 寺子屋の場所 現在 2 か所で開催
・ 多福院（文京区春日 2-13-7）
・ 麟祥院（文京区湯島 4-1-8）

・ 寺子屋の時間 水曜 16 時～18 時（多福院）
土曜 13 時～15 時（麟祥院）
土曜 16 時～18 時（多福院）

※感動学習は、
毎回その道のプロや専門家の方をお招きし、子供たちと一緒に楽しめます。

※定員は 14 人（現在：多福院は定員だが、麟祥院は 5 人前後）

春祭り



日時 3月26日(木) 13時~16時

場所 嘉ノ雅 茗溪館 (文京区大塚1-5-23)

募集人数 240名 入場時間: 13時 (50名) / 13時30分 (30名) / 14時 (50名) /
14時30分 (30名) / 15時 (50名) / 15時30分 (30名)

※受付は、各回とも5分前からですが、指定の時間にならないと入場できません。

対象 小学6年生までの子どもと保護者

料金 無料

内容 5階 ランドセルの展示

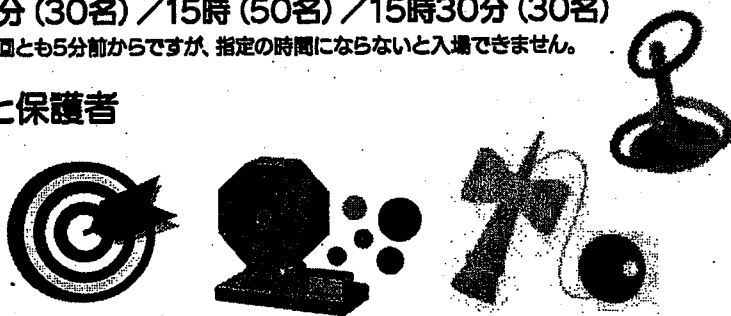
4階 昔遊びコーナー ・輪投げ ・ダーツ ・ガラボン ・型抜き ・けん玉 ・折り紙
・メンコ ・おはじき ・メンコ ・けんぱ

※入場時に受付でゲームをやるためのチケットを配布いたします。

それぞれのゲームをプレイするたびにそれぞれのゲームを通じて獲得した点数に応じたお菓子をもらうことができます。

注意事項

- ・公共交通機関でお越しください。 ・保護者同伴の場合は、同伴者の欄にお名前をご記入ください。
- ・事前に申し込みが無い方は入場出来ません。 ・同伴者が、ゲームに参加する場合は、チケットを購入ください。
(1ゲーム100円で販売します)



申込方法

お申込はNPO法人大江戸内の専用ページにて、
3月7日(土)10時から開始いたします。
詳しくは<https://npc-ocedo.org>



お問い合わせ

NPO法人寺子屋日々喜
salon.koishikaw.at@gmail.com

主催: NPO 法人 寺子屋日々喜
後援: 子どもゆめ基金
文京区教育委員会
協力: NPO 法人大江戸

雨天決行です。子どもゆめ基金等への報告のために活動中の写真撮影を行います。撮影した写真は、報告書等に使用しそれ以外の目的には使用いたしません。

子供たち一人ひとりに寄り添い、個性を尊重し、好きなこと、得意な分野を伸ばします。形式にとらわれず、学ばせ、遊ばせ、新たな発見、ワクワクを創ります。子供たちの笑顔があふれる場所。仲間とのコミュニケーションが生まれる特別な時間。『びのびの日々』それが「寺子屋日々喜」の目指す居場所です。



2026 年 / 月 20 日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地）文京区春日 1-9-27-302

申請者（申請団体）

NPO法人 寺子屋 日々喜

代表者名

海老原敬子



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。